

## 北陸圏広域地方計画懇談会 規約

(名称)

第1条 本会議は、北陸圏広域地方計画懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(設置)

第2条 懇談会は、北陸圏広域地方計画協議会準備会（以下「準備会」という。）が、北陸圏における国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第9条に規定する広域地方計画（以下「北陸圏広域地方計画」という。）を定めるために、法第10条第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くために設置する。

(組織)

第3条 懇談会は、別紙に掲げる学識者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、懇談会の議長を務める。

3 座長が懇談会に出席できないときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規約は、平成19年10月24日から施行する。

第2条 法第6条第1項の規定に基づく国土形成計画が定められた場合には、第2条を以下のとおり改める。

「第2条 懇談会は、北陸圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）が、北陸圏における国土形成計画法（昭和25年法律第205号）以下「法」という。）第9条に規定する広域地方計画（以下「北陸圏広域地方計画」という。）を定めるために、法第10条第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くために設置する。」